

3 後期通院治療

(治療目標，25～36ヶ月で処遇終了)

(対象者の病状に応じて最大60ヶ月まで延長)

- 地域社会への参加の継続・拡大と一般精神医療への移行
- 確実な服薬、社会参加の促進
- 処遇終了の準備

(対象者の到達レベルの目安)

- 継続して服薬が出来る。
- 安定した生活が送れる。
- 将来の見通しが立てられる。

(提供される医療サービスごとの留意事項)

→ 調整中 (内容が固まり次第提示予定)

(標準的なクリティカルパスのイメージ)

(別紙)

通院医療クリティカルパス (イメージ)

1ヶ月目	2～6ヶ月目 (前期)	7～24ヶ月目 (中期)	25～36ヶ月目 (後期)
本人の目安 地域生活に慣れる 外来通院ができる 薬がきちんと飲める 社会資源の利用	計画的な生活ができる 生活上の困りごとを表現し 相談できる 金銭管理ができる	生活を楽しむことができる 趣味を見つめる 地域の人と交流ができる	継続して服薬ができる 安定した生活かおくれる 将来の見通しが立てられる
評価 治療検討	指定通院医療機関への移行	限定的社会への参加	地域社会への参加の継続 拡大 一般精神医療への移行
外来通院 (リスク評価とリ スク管理を含む)	週1回	2週に1回	2週に1回
訪問看護	週2～3回	週1～3回 (必要に応じて)	週1～3回 (必要に応じて)
服薬のコンプライアンス	訪問時確認		
日常生活動作 (食事 入浴 排泄 清潔 服薬)	訪問時確認		
検査	血液 尿検査 心電図等 (3月に1回) 心理検査	→→→	→→→
デイケア 作業療法	週1～3回 個別作業療法	週2～4回 集団作業療法	週1～3回 集団作業療法
個別精神療法 集団精神療法 家族カウニング	週1～3回	週1回 週1回 週1回	週1回 週1回 週1回
ケア会議 多職種チーム会議	移行評価	移行評価	一般精神医療への移行を目的と する連携会議

X デイケアや精神療法については 対象者の病状により必要に応じて行う。

IV 通院中の評価の留意事項

1 通院開始時の評価

- 通院開始時には、基本的に入院医療における評価を引き継ぐという考えのもとに、家族歴、発達・生活歴、薬物使用歴、病歴と治療歴、暴力や触法行為とその処遇歴、今回の対象行為と責任能力評価、医療観察法における鑑定や審判決定などを考慮しつつ、対象者に関する総合的な評価を行う。
- 診断は ICD-10 を用い、生活全般の評価は、国際生活機能分類（ICF）を用いる。
- これらの評価に基づき治療計画を作成する。

IV 通院中の評価の留意事項

2 処遇終了等に係る評価

1) 処遇終了

病状が安定し、必要な医療を自立的に求めることが可能になった場合には、この法律による通院を終了する旨の意見書を作成する。

2) 通院期間延長

通院処遇開始後、3年を経過する時点で、なお病状が不安定で、評価の結果、必要な医療を自立的に求めることが不十分な場合には、通院の延長に関する意見書を作成する。

3) 再入院

病状の変化が危機的で他の介入や治療によっても短期間では病状が改善されないと評価される場合には、再入院を必要とする旨の意見書を作成する。

V その他の留意事項

1 通院医療の決定

本法律による通院医療の実施にあたっては、入院処遇を経由してくる場合と入院処遇を経由せずに裁判所の審判により直接通院処遇となる場合（当初審判における通院決定）があることに留意する必要がある。

後者（当初審判における通院決定）においては、対象者に関する情報が少ないため、保護観察所と十分な連携のもとに通院処遇を開始する必要がある。

2 精神保健福祉法による入院の選択

本法律による再入院は、病状の変化が危機的で他の介入や治療によっても短期間では病状が改善されないと評価される場合に行われるものであり、これに該当しない場合には、精神保健福祉法による任意入院、医療保護入院、措置入院などを適切に行う必要がある。

VI 処遇・治療及び評価等のデータ集積とガイドラインの見直し

- 医療観察法における評価及び処遇・治療の効果を客観的に検証し、共通評価項目を含め、定期的な通院処遇ガイドラインの見直しに反映させる。この過程における必要なデータ等は、プライバシーに十分配慮したうえで可能な範囲で公開する。
- このため、指定通院医療機関は、定められる様式以外にも、協力して評価・診療に関する様式や評価項目・方法に関し可能な範囲で統一を図る。

平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）

「触法行為を行った精神障害者の
精神医学的評価、治療、社会復帰等に関する研究」

総括・分担報告書

発行 平成 16 年 3 月

発行者 松下 正明（主任研究者）

連絡先 東京都立松沢病院

〒156-0057 東京都世田谷区上北沢 2-1-1

TEL 03-3303-7211

FAX 03-3329-7586